

第8回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和2年8月3日(月)
 開会 午後3時00分
 閉会 午後3時20分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 13名

4. 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	8	前田 勉	○
2	池田 良一	○	9	山口 光壽	○
3	鶴田 裕幸	○	10	湊上 幸雄	○
4	吉村 幸夫	○	11	松永 久美子	○
5	梅村 幸臣	○	12	相良 安夫	○
6	力武 正光	○	13	堤 正樹	欠
7	西山 哲	○	14	副島 敏和	○

議事録署名者 3番 鶴田 裕幸

12番 相良 安夫

5. 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	野中 信守	農地係長	岩野 江利子
書記	江口 裕典		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第35号	農地法第5条の申請について	(3件)
議案第36号	農地法第3条の申請について	(1件)
議案第37号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] について (利用権設定 通年 4件) (農地中間管理事業(一括) 期間 2件)	

8. 報告事項

報告第11号	農用地利用配分計画 [農地中間管理事業(借受人の変更)]について	(1件)
--------	-------------------------------------	-------

9. 連絡事項

なし

議長	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>今回は改選後の第1回目の会議となります。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されておりますので、感染拡大防止のため、できる限り時間を短縮して行いたいと思いますので、ご協力よろしく申し上げます。</p>															
議長	<p>それでは、ただいまより第8回農業委員会会議を開会します。</p> <p>本日の欠席者は13番 堤 正樹委員です。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。</p> <p>今回は3番 鶴田裕幸委員、12番 相良安夫委員です。</p> <p>事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、3つです。</p> <table data-bbox="411 913 1343 1193"> <tr> <td>議案第35号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第36号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第37号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> 利用権設定（通年）</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 農地中間管理事業（期間）</td> <td>2件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、1つです。</p> <p>報告第11号 農用地利用配分計画〔農地中間管理事業（借受者の変更）〕について 1件</p> <p>となっております。</p>	議案第35号	農地法第5条の申請について	3件	議案第36号	農地法第3条の申請について	1件	議案第37号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について			利用権設定（通年）	4件		農地中間管理事業（期間）	2件
議案第35号	農地法第5条の申請について	3件														
議案第36号	農地法第3条の申請について	1件														
議案第37号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について															
	利用権設定（通年）	4件														
	農地中間管理事業（期間）	2件														
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第35号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>															
事務局	<p>会議時間短縮のため、5条の申請について、農地区分、許可基準を記載した資料を配布しておりますのでご確認ください。農地区分の詳細については省略して説明いたします。</p> <p>議案第35号 農地法第5条の申請3件について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、35番になります。</p> <p>図面は、1ページから8ページになります。</p>															

事務局	<p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が、自宅への進入道路を拡張するための申請です。 農地区分は2種農地のため、許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、36番になります。 図面は、9ページから15ページになります。 申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が、一般住宅建設のための申請です。 農地区分は2種農地のため、許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、37番になります。 図面は、16ページから18ページになります。 申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が、太陽光発電施設設置のための申請です。 農地区分は2種農地のため、許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第35号 農地法第5条の申請については以上3件です。</p>
議長	<p>それでは、35番については担当委員から説明をします。</p>
○番委員	<p>個人宅への道路幅が狭いため、進入口の道路の拡幅をされるための申請です。 申請者はミカンと水稲を作っている農家です。 先々月の末頃相談にこられて、説明を受けました。 営農上、その他もろもろ排水等の問題はないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>35番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>続きまして、36番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>先月の末に、申請者がお見えになって、個人住宅を建設したいとのことで相談に来られました。区長生産組合長の承諾もありました。</p>

○番委員	雨水は道路側溝へ、生活雑排水は下水道へ接続されます。周辺営農への影響はないと思います。 ご審議、よろしくお願いします。
議長	36番について、御意見、御質問はございませんか。 ＜なし＞ 続きまして、37番について、今回、担当委員が変わられていますので事務局から説明をお願いします。
事務局	37番については、前任の委員さんが現地確認をされておりました、今回、改選に伴い地区の担当委員が変わられていますので事務局よりご説明いたします。 太陽光発電施設を設置するための転用です。排水については、自然流下の計画で、東側に水路があります。区長、生産組合長の承諾もあり、前任委員が問題ないと判断し印鑑を押していることを確認いたしました。事務局でも現地確認をしており、問題ないと判断しております。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	37番について、御意見、御質問はございませんか。
○番委員	図面では、雨水は自然流下としてありますけど、横に水路も何も無いようですが、道路にそのまま垂れ流しでしょうか？
事務局	事務局で現地を確認した際に、隣接している水路を確認しました。図面の18ページに雨水の流れる方向を矢印で標記してありますが、その一番下の矢印の下に、水の出口がありました。そこから申請地の東側にある水路に流れるようになっていました。説明不足すみませんでした。
○番委員	はい。わかりました。
議長	他にありませんか。
○番委員	太陽光の設置ですけど、今までは5条の申請だけでよかったけど、今は別に市役所の認可がいると聞いたのですが？

事務局	<p>令和2年3月1日に「伊万里市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」が施行されています。</p> <p>太陽光や風力による再生可能エネルギー発電設備を設置し、発電をする事業を行う場合で、事業区域の面積が1,000㎡以上のもの、発電設備の高さが15mを超えるものは事業に着手する60日前までに関係住民等に地元説明会等を行い事業計画の周知を図り、市に届出を行い市長の同意を得ることとなっています。転用許可申請が提出される場合には、この条例だけでなく関係する法令すべてにおいて手続きを行っていただくように説明しています。</p> <p>今の運用としては、同意がとれていなくても転用申請の受付はしています。その後県に進達して、市の同意がとれていなければ、転用許可が保留され、市の同意を待って許可されている状況です。</p>
議長	<p>市の条例で定めているのは、県内の10市の中でも条例まで定めているのは伊万里市だけみたいですね。それも最近ですね。</p>
○番委員	<p>はい。わかりました。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、農地法第5条の申請3件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p>
議長	<p>続きまして、議案第36号 農地法第3条の申請1件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第36号 農地法第3条の申請1件について御説明します。議案の2ページ、27番になります。</p> <p>申請事由や経営状況等を掲げております。農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第36号 農地法第3条の申請については以上1件です。</p>

議長	<p>それでは、農地法第3条の申請、今回は1件限りですけれども、これについて御意見、御質問がありましたら、お願いします。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第36号 農地法第3条の申請1件については許可とします。</p> <p>続きまして、議案第37号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年4件について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第37号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年4件について、御説明します。</p> <p>議案の3ページに明細書を掲げておりますので、そちらをご覧ください。</p> <p>今回は借受人が4名、貸付人が4名で、面積は田が12,492㎡、畑が3,257㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を4ページから6ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定については以上4件です。</p>
議長	<p>議案第37号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年4件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第37号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年4件については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第37号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業(集積計画一括方式)について事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第37号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業(集積計画一括方式)2件について御説明いたします。</p> <p>議案は7ページになります。</p> <p>農用地利用集積計画書を8ページ・9ページに掲げております。</p> <p>貸付人から公社、公社から借受人への利用権設定となっております。面積は田が1,417㎡、貸付人2名、借受人1名となっております。期間は10年で、6月から10月までの4か月間の期間借地です。</p> <p>議案第37号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業(集積計画一括方式)については以上2件です。</p>
議長	<p>議案第37号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業(集積計画一括方式)について御意見、ご質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第37号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業(集積計画一括方式)2件については申し出のとおり決定します。</p> <p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第11号 農用地利用配分計画[農地中間管理事業(耕作者の変更)]について事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第11号 農用地利用配分計画[農地中間管理事業(耕作者の変更)]について御説明いたします。</p> <p>議案は10ページになります。</p> <p>中間管理事業で貸借されている農地の耕作者が変わるときには、これまでの耕作者との契約を解約し、次の耕作者を配分計画により設定し新たに契約しています。</p> <p>ただし、今回は借受人である「立川の梨園を守る会」はそのまま</p>

事務局	<p>であり、これまでの耕作者が亡くなられたため、新しい耕作者を決めて流動化計画を変更されたことによる耕作者の変更の届け出です。</p> <p>報告第11号 農用地利用配分計画〔農地中間管理事業【借受者の変更】〕については以上1件です。</p>
議長	<p>報告第11号 農用地利用配分計画〔農地中間管理事業【借受者の変更】〕について、御意見、ご質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、これで報告事項を終了します。</p>
	<p><<<議事終了>>></p>